



冤罪・布川国賠ニュース

第36号 2019.10.17

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

いよいよ控訴審始まる!!

第1回口頭弁論期日

11月27日(水) 午前10:30!!

101号法廷(東京地裁高裁1階)

桜井昌司さんと谷萩陽一弁護士団長が意見陳述!!

【当日の行動予定】

9:00~裁判所前宣伝

9:30~裁判所要請行動

終了後~12:00 報告集会

場所 日比谷図書文化館 4F

スタジオプラス(小ホール)



※傍聴券が発行されます(10:00頃)

「短期の闘いに」

桜井昌司

高裁から期日の話も来て、11月27日が最初の裁判期日になりそうですが、いよいよ始まります。

地裁では、あれこれの書面のやり取り、証拠開示の問題などが続いて、足掛け7年になる闘いになりましたが、どうやら高裁での闘いは長くはならないものと思います。何でも、裁判所の方からは「法廷での陳述時間、傍聴者数、裁判に対する希望」などの問い合わせがあったようです。「短期での結審を望むか」というような問い合わせは、何を意味しているのか判りませんが、どちらにしても原審のように長くならないことだけは確かのようにです。

警察が高裁に提出した書面は子供だましです。取り調べで行った警察官の嘘などは「無かった」。録音テープを「1回しか録音していない」とした偽証は「勘違い」と主張します。裁判所を、よほど甘く見ているようです。

取調べの状況については、あれこれと詳しく証言しながら、録音テープについて口を揃えて「録音は1回」と証言したのに、それを「勘違い」と主張して認められると思うのでしょうか。本当に裁判所を馬鹿にしているとは思えません。

ただ、検察の主張は、それなりに一理があるようで、弁護団も「高裁で1審判決のままに認められるか」については確信を持っていないようです。

原審の高裁裁判当時、弁護団は「目撃証人の未開示調書を開示して欲しい」と要求しましたが、検察官は「同じ内容の書面で開示の必要はない」と回答しました。それで裁判所は開示命令を出さなかったのですが、第2次再審で調書が出されて

見ると「目撃の月日はハッキリしない」と書かれていました。検察官は嘘で裁判所を欺いたのです。

この検察官の嘘があったからこそ「検察官は公益の代表者として事案の真相を明らかにする職責を負っている。証拠開示義務を負う」とした勝利判決になったのだと思います。まるで裁判の主体者のように振舞い、証拠を独占して裁判官を欺くこともする検察。それが許されてきた裁判だからこそ、日本では冤罪が作られます。

検察官の嘘は、私たちが起訴した段階にもあります。有元検事が「処分保留で釈放」とした後、更迭されて吉田検事になりましたが、警察の再捜査で確認されたのは「逃走経路調査の野方駅到着時間でのアリバイ成立」「一致しない毛髪鑑定での非犯人性」など、私たちの無実を示すものばかりでした。それを吉田検事が言葉を捻じ曲げ、事実を無視して起訴しました。起訴こそ違法なのです。

地裁判決を守るのではなくて、地裁判決が見逃した事実こそ、布川事件を作った違法行為があるのだということを高裁に認めさせる闘いだと、私は思っています。

嘘を許しては裁判ではありません、道理を以て裁判所を説得し、新たな勝利で冤罪仲間の力になりたいと願っています。

皆さん、最後の闘い、ご支援を頂けますように、宜しくお願いします。



10月3日徳島でのシンポジウムで発言する桜井さん

「冤罪犠牲者の会について」

桜井昌司

3月に結成された冤罪犠牲者の会ですが、着実な活動をしています。

まず、事務局体制を作り、毎月の事務局会議を行い、定期的なニュース作りをすることにしました。

その会議の中で、どのような実現目標を設定するかを議論しました結果、「1、裁判当事者への証拠閲覧権付与、2、再審決定後の検察上訴権廃止、3、国会に冤罪原因調査委員会の設置、4、捜査関係者（偽証・証拠捏造・改ざんに関与した物）の処罰法制定、5、再審審査会の設置と証拠管理の厳格化（再審判断を第三者の手に委ねる）」という5項目を決めました。

「理想だが実現は難しい」、「このような法律を作るのは抵抗が大きい」、「弊害を生み出す」などなど、色々な意見がありました。実際に冤罪が作られる原因を考えますと、その根を積む法律を作る活動をするからこそ、冤罪を体験した者の責任だろうと言うことになりました。難しかろうが、抵抗があろうが、無実の人と家族の人生を曲げ、苦しめる原因を除かなければ、日本では冤罪を防げません。これが一致した見解でした。

法律を制定するには国会議員の協力が必要です。どうするか？

まず手始めに、全国国会議員にアンケートを送る！

そう言うことになりまして、衆議院、参議院の全国国会議員に対するアンケートを送りました。どういう結果になるか判りませんが、これを手始めとして、冤罪体験者にしかできない行動を重ねまして、私たちの思いと言葉で国会議員に動いてもらえるようにしたいと思っています。

国賠裁判の結果、控訴した茨城県（警察）ですが、茨城県議会が控訴に賛成したから控訴できた

のです。もし、61名の県議のうち、半数が反対すれば控訴は出来ませんでした。ということで、同じように全茨城県議に対して「布川事件の事実関係を知っているか、国賠裁判で認定された警察の嘘をしているか、法律制定の活動に関心はあるか」などのアンケートを送りましたが、切手を貼った返信封書を添えたにも関わらず、まだ数名の議員しか返信して来ません。汚職で逮捕された県議が拘置所から立候補して当選した歴史を持つ茨城。この体たらくだからこそその控訴だと思いますが、私たちは、この人たちをも説得しなければなりません。冤罪体験者の声は、それを成し得るものと信じて、これからも活動します。

その活動ですが、定期的に事務局会議に参加する人は6、7名です。もう少し、力を貸してくれる人があると助かります。また、会計監査を担当する人は、私が探すことになっていますので、我こその方を募集中です。

∞∞桜井さん日弁連人権擁護大会に参加∞∞

10月3日徳島市で、日弁連人権擁護大会の一環として、シンポジウム「えん罪被害救済へ向けて今こそ最新法改正を」が開かれ、会場いっぱいとなる521名の市民・弁護士が参加しました。

江川紹子さん周防正行監督の対談をはじめとして、えん罪・学者・法曹三者の立場から冤罪再審についての意見が出され、充実した内容でした。桜井さんも冤罪被害者の一人としてトークに参加しました。

翌4日、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」が日弁連の全会一致で採択されました。以下のページに掲載されています。

https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2019/2019_3.html

★★★お知らせ★★★

ぜひご参加ください!!

◆布川国賠支援集会

11月15日(金)19:00~21:00

日比谷図書文化館地下大ホール

【内容】

1、「弁護団報告」

福富美穂子弁護団事務局次長

2、「布川国賠東京地裁判決の意義と課題」

指宿信成城大学法学部教授

3、「唄と語り」

桜井昌司

◆東京高裁第 20 民事部での担当裁判官が決まりました！

村上正敏裁判長

遠藤浩太郎裁判官

板野俊哉裁判官

◆9月24日布川弁護団、付帯控訴状を提出しました！

★布川国賠を支援する会の東京高裁での闘いをご支援ください！

・年会費 1口1000円/1年

・郵便振替

口座番号 00170-8-485425

口座名 布川国賠を支援する会

・三井住友銀行 高田馬場支店(普通預金)

口座番号 4711084

口座名 布川国賠を支援する会(「フカワカバ イジンスカイ」)

※会員拡大をお願いします！

★署名にご協力ください！

行動経過

9月19日(木)裁判所要請

10月3日(木)日弁連人権擁護大会徳島市

「えん罪被害者救済へ向けて今こそ再審法の改正を」

10月4日(金)再審法改正をめざす徳島市宣伝活動

10月15日(火)13:00~17:00 鹿児島市サンプラザ天文館

大崎事件40周年鹿児島集会

当面の行動予定

11月9日(土)14:00~三鷹事件交流集会

(武蔵野スイングホール)

11月15日(金)19:00~布川国賠支援集会

(日比谷図書文化館地下大ホール)

11月27日(水)10:30~東京高裁第1回弁論期日

終了後、報告集会(日比谷図書文化館4F)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル405号室

Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798

ホームページ: <https://fukawakokubai.jimdo.com/>

E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏